

○自然科学研究機構分子科学研究所研究スペース利用要項

平成30年1月5日
分子科学研究所長決定

(目的)

第1条 この要項は、自然科学研究機構分子科学研究所(以下「研究所」という。)における研究施設(以下「研究スペース」という。)の利用方針等について定めることにより、研究所の研究スペースを効果的・効率的に利活用し、もって研究所の研究教育活動のさらなる発展に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 研究スペースの利用は、研究所の全ての施設は共有のものであるとの認識のもと、全所の見地に立って、弾力的かつ計画的に行わなければならない。

(対象施設)

第3条 研究所における研究スペースの施設使用料(以下「スペースチャージ」という。)の徴収を行う施設は、次の各号に掲げる研究教育施設とする。

- 一 実験棟
- 二 南実験棟
- 三 山手4号館
- 四 山手5号館
- 五 その他明大寺地区・山手地区における研究所の施設

(スペースチャージ対象スペース)

第4条 前条に定める施設のうち、スペースチャージの徴収を行う研究スペースは、民間等との共同研究や受託研究等のプロジェクト(以下、「プロジェクト等」という。)で、その研究活動のために専有的に使用する研究スペースを対象とする。

(使用期間)

第5条 使用期間は、原則として当該スペースを必要とするプロジェクト等の実施期間とする。

(申請者)

第6条 研究スペースの使用を申請できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 研究所の職員
- 二 研究所で身分付与された者かつ研究所長が特に適当と認めた者

(使用の申請)

第7条 研究スペースの使用を申請しようとする者は、研究スペース使用申請書(第1号様式)を研究所長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可)

第8条 研究所長は、前条の申請があったときは、当該利用が適当であると認めるものに限り許可するものとする。

(変更の届出)

第9条 研究スペースの使用を許可された者(以下「使用責任者」という。)は、使用申請書に記載した事項について変更しようとするとき、又は変更が生じたときは、速やかに研究スペース使用変更届(第2号様式)を研究所長に提出し

なければならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 研究所長は、使用責任者がこの要項に違反したときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 使用責任者は、研究スペースの使用を終了又は中止したときは、速やかに研究スペース使用(終了・中止)届(第3号様式)を研究所長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 第7条から第10条に定める手続きにおける権限について、研究所長は、施設を担当する教授(以下「施設担当教員」という。)に委任することができる。また、委任された施設担当教員は、技術推進部長が指名するユニット長に当該業務を補助させることができる。

2 前項に定める委任により、施設担当教員が第7条から第10条に定める手続きの許可等を行った場合には、施設担当教員は、研究所長にその旨を報告しなければならない。

(使用料)

第12条 スペースチャージは、1㎡当たり年額10,000円とする。使用期間が12ヶ月に満たない場合は、月割りによって計算し、1ヶ月未満の使用日数があるときは日割りによって計算するものとする。

2 スペースチャージの徴収にあたり、プロジェクト等の経費の使用ルール等を遵守するものとする。

3 徴収したスペースチャージは、研究所の研究教育の環境整備、施設の維持保全・改修整備、その他研究所長が必要と認める事業に使用する。

4 研究所長が特に必要と認めるときは、第1項に定める使用料の全部又は一部を免除することができる。

(経費の負担)

第13条 研究スペースで使用する電気等の使用料金は、使用責任者が負担しなければならない。ただし、研究所長が特に認めたときはこの限りでない。

2 研究スペースでの研究に必要な実験機器その他設備等の設置及び撤去に要する経費は、使用責任者が負担しなければならない。

(改修及び原状回復)

第14条 使用責任者は、自己の責任及び負担により、使用を許可された研究スペースに必要な改修を行うことができるものとし、使用を終了した際は原則として原状回復を行うものとする。ただし、研究所長が特に認めたときはこの限りでない。

(使用料の見直し)

第15条 第12条で定める使用料について、5年を目途に、必要に応じて見直しをするものとする。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、研究スペースの利用に関し必要な事項がある場合は、研究所長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年1月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

研究スペース使用申請書

分子科学研究所長 殿

申請者 所 属
氏 名

印

研究スペースの使用を許可願いたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 使用を希望する施設名称, 数量
2. 使用希望期間 年 月 日から
年 月 日まで
3. プロジェクト名及び支出予定の予算
4. 使用目的
5. 使用理由

※以下、申請者記入不要

許 可 書

上記の届出について、自然科学研究機構分子科学研究所研究スペース利用要項第 8 条及び第 1 2 条に基づき、以下の金額での使用を許可いたします。

スペースチャージ徴収料金 円 (使用期間合計金額)
(電気料金は別途実費徴収)

許可 日付	
研究所長又は 施設担当教員	

研究スペース使用変更届

分子科学研究所長 殿

使用責任者 所 属
氏 名

印

研究スペースの使用について、下記のとおり変更を届出します。

記

1. 使用中の施設名称, 数量

2. 変更事項

3. 変更理由

※1 研究スペース使用申請書・許可書の写しを添付すること。

※2 以下, 申請者記入不要

許 可 書

上記の変更届について, 許可いたします。

変更後

スペースチャージ徴収料金
(電気料金は別途実費徴収)

円 (使用期間合計金額)

許可 日付	
研究所長又は 施設担当教員	

研究スペース使用（終了・中止）届

分子科学研究所長 殿

使用責任者 所 属
氏 名

印

研究スペースの使用について、下記のとおり届出します。

記

1. 使用した施設名称, 数量

2. 使用期間 年 月 日から
 年 月 日まで

3. プロジェクト名

4. 使用報告

確認 日付	
研究所長又は 施設担当教員	

※ 研究スペース使用申請書・許可書（変更がある場合は，研究スペース使用変更届・許可書含む）の写しを添付すること。